

# 令和4年9月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年9月20日（火）午後1時30分～午後2時27分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～3号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第4～7号)
日程第4	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第8号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第9～13号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第14号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第15号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし





7㎡になります。譲渡人の申請事由は農業の廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は3,213㎡になります。受人従事数は2名です。

資料と致しましては1ページ目でございます。申請地はさぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約250mに位置し、譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。本申請地においては主にオリーブを栽培する計画となっております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 第1号議案ですが、9月15日に全員で現地の確認を行いました。2号議案も同じ方がまた作るということなので、それも一緒に確認を致しました。既に●●さんはオリーブを植える準備もしていますし、農作物の植え付けも行っているようなので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いします。

十川隆行委員 2号議案、問題なかろうと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号、第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号、第2号につきましてお諮りします。議案第1号、第2号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号、第2号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長（会長） 続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第4号から第7号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、非農地証明願いについて説明致します。議案書の2ページをお開きください。今回の非農地証明案件は4件ございます。対象農地は29筆で面積が29,526㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第4号、地区番号3、受付年月日、令和4年9月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番他8筆です。台帳地目、田8筆、畑1筆、現況地目、山林9筆、合計の地積4,648㎡です。申請理由は、昭和54年頃から40年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の3ページから6ページをご覧ください。



現地確認を行いました。そこで現地へ行ってびっくりしたことがあります。竹と雑木が大変大きくなって、なかなか中へ入りづらく、すっかり山林化しておりました。もう私たちみんなで見回しまして、これはもう山だなと判断しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

続きまして、第5号もご報告致します。これは●●地区●●の山林なんですけれども、●●●●様は大変、全部で17か所の申請が出ておりました。写真を見て、私たちずっと現地まで行って見たんですけれども、これも雑木と竹で茂っておりまして山だと判断しましたが、ただ、申請資料の中で後ろから2番目の●●●●●●●●●●番●という137㎡の面積なんですけれども、これが地図上になかったので、ここは確認できておりません。あとはよろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議長（会長）           ありがとうございます。地図上にないいうて、どないするん。

事務局                   そこにつきましては、たまにあるんですけど、登記簿の謄本にはその地番は載っとるけど14条地図のほうには載っていないという農地がたまにあるんです。ほなけん、●●●●番●の中の一部と思われま。

大塚ノブ子委員       分かりました。

議長（会長）           ということは3に入れたらいいわけ。3と合筆したらええいうわけ。

事務局                   合筆というか、ほんなけど、登記上は分かれとるけん合筆いうんではない。ほなけん、それを直すんだったら、ちょっといろいろと。

議長（会長）           登記所へ行ってそれが残っとるんやったら、あれ違うん、合筆はできんわな。

事務局                   すぐに合筆はできん。やっぱり土地家屋調査士とかに頼んで、その辺の詳細い、旧図から見て調べていかなんだら。

議長（会長）           ほな、今回のこの案件はそのままこの地番でまた出したらええということ。

事務局                   はい。

議長（会長）           分かりました。  
続きまして、●●地区代表委員の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員       6号議案、7号議案ですが、去る17日、農業委員、推進委員全員で現地を確認しました。

6号議案ですが、道が途中でなくなっておりまして、そこから向こうは山林化しておりました。手前にも山林化した農地がありまして、その向こう側に現地の畑があった模様です。竹林化していましたので、もう山林とみなしました。

7号議案ですが、7号議案も同じように、手前に杉林の畑があり、その向こうがまた竹林化していました。これも止むを得ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）           地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第4号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めま



議長（会長）

それでは、議案第8号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号から第13号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第11号から第13号は●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、説明させていただきます。今回の5条の転用申請案件は5件でございます。面積にして4,655㎡の6筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書5ページからでございます。

まず、会長提出議案第9号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和4年9月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積は255㎡。転用目的は工事用道路で、工事着完予定年月日は令和4年10月31日から令和6年9月19日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分は第2種農地です。資料といたしましては24ページから25ページで、この24ページの地図がかなり分かりにくくなっておりましたので、別紙資料、A4サイズのカラー印刷の24と書いてある位置図を本日お配りしております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約1.4kmに位置し、隣接については、道路及び水路に接しております。申請人は建設工事、土木工事業を営む法人であり、本申請地において令和元年9月20日付で今回と同様の転用目的で一時転用許可を受けておりますが、事業期間の延長のために更新という形で一時転用の申請に及んだものです。土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第10号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日は令和4年9月1日。譲渡人は●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様、譲受人は●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積は1,296㎡。転用目的は宅地分譲。工事着完予定年月日は令和4年12月1日から令和5年12月31日。権利は所有権の移転売買。農地区分は第3種農地、用途区分は第一種住居地域となっております。資料といたしましては26ページから27ページでございます。こちらも位置図は印刷が薄くなって見にくくなっておりましたので、先ほどと同様に、A4サイズで右下に26とページ番号が振ってある位置図を別途お配りしております。また、27ページのほうに断面図があるんですが、こちらの縮尺が250分の1となっているんですけど、正しくは200分の1でした。お詫びと訂正を申し上げます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約530mに位置し、隣接については、宅地、田及び道路、水路に接しております。申請者は不動産業を取り扱う法人で、宅地分譲に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ております。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

まず、最初、●●地区、お願いします。



議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 ご報告致します。第11号、12号、13号、同じ●●●●が譲受人なので、一緒に説明させていただきます。私たち9月17日に現地確認を行いました。そうしたら、行って見ましたら、辺りきれいに草刈りをしていただいて、見やすいようになっておりまして、●●さん、●●さん、この2枚の田と畑は駐車場で、●●さんの2枚の田は1枚が駐車場で1枚が神社に使うサカキを植えるそうです。それで、私たち確認しまして、これは問題ないでしょうということになりました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第13号につきましてお諮りします。議案第11号から第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。  
退席されている●●委員の再入場を求めます。  
  
(●●委員 着席)

議長（会長） 続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第14号を上程致します。  
なお、今月の議案で、議案書6ページの整理番号10番が●●委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、2番が●●委員さん、15番から23番が●●●●委員さん、25番から31番、33番、45番が●●委員さん、46番が●●委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。  
では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第14号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書6ページから8ページの説明となります。個人が5件、法人1件、中間管理機構17件の合計23件となっております。23件のうち、新規20件、再設定3件となっております。23件のうち、賃借権2件、使用貸借権21件となっております。  
賃借権の内訳としまして、5,818円が1件、3,200円が1件となっております。  
期間は、10年10件、9年6か月2件、6年10件、3年1件となっております。  
続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の21件について説明致します。A3のこちらの用紙をご覧ください。  
貸付先は、個人12件、法人9件となっております。設定する権利等の種類は使用貸借権21件となっております。期間は、10年2件、9年6か月3件、6年16件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては一括して質疑に入りたいと思います。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言いただきます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案書6ページの整理番号10、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、2番、15番から23番、25番から31番、33番から46番を除く議案第14号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、●●委員の関係議案である議案書6ページの整理番号10番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の●●委員の関係議案である1番、2番、●●●●委員の関係議案である15番から23番、●●委員の関係議案である25番から31番、33番から45番、●●委員の関係議案である46番の審議に入ります。  
それでは、●●委員、●●委員、●●●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第14号についての委員さんの案件は1件あり、再設定で賃借権、賃借料5,000円、期間は6年となっております。  
農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は30件で、賃借権7件、使用貸借権23件となっております。期間は、10年23件、6年7件となっております。利用内容については、オリーブ、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。  
以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員、●●委員、●●●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長（会長） 日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第15号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

農業経営改善計画の認定要領に基づき、会長提出議案第15号を説明させていただきます。

番号1の●●●●さん、●●●●さん。住所がさぬき市●●●●●●●●●●番地●。生年月日は、●●さんが昭和●●年●月●●日、●●さんが昭和●●年●月●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、水稻とミニトマトを生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、水稻(主食米)は現在、面積が60aで生産量が3,240kgです。5年後も変更はありません。ミニトマトは現在、面積が36aで生産量が46,800kgですが、5年後、面積に変更はありませんが、生産量を50,400kgに増やします。

(2)作業受託(稲刈り・もみすり)ですが、現状、売上げ30万円ですが、5年後はもう作業受託はしない予定です。

(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、所有地の田が現在92aありますが、5年後も増減はありません。畑につきましても現在28aですが、5年後も変更はありません。イの農業生産施設は、鉄骨ハウス4棟3,600㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。農舎1棟100㎡、こちらも変更はありません。

5年間で規模拡大は考えておりませんが、養液分析の結果に基づいた管理や新品種の導入の検討により、品質、収量の向上を目指していきます。現状の年間所得780万円から5年後840万円を目指します。

●●氏につきましては、JAのミニトマト部会の部会長であり、農業士もされております。将来的には●●氏への経営委譲も検討されているとのことです。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長(会長)

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

楠豊委員

それでは、ご報告致します。補足事項というのはあんまりないんですが、事務局の説明のとおりですが、この●●さん、もう●●地区において模範的な農家でありまして、地区委員会と致しましては再認定は妥当であろうと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

議長(会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長(会長)

ないようですので、それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第15号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長)

それでは、議案第15号について、原案のとおり承認することと致します。

本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で事務局ありませんか。

事務局

事務局のほうから1点だけ。皆様の今日お配りしている資料についての説明です。

1つは本日の意見交換会用の活動記録簿と、あと農政情報をお配りしております。記録簿のほうはまた後で回収致しますので、活動時間の記入のほうはそのまま空けておいたままで書いていただいで大丈夫です。

それから、農政情報のほうなのですけれども、地区の代表委員さんのところには紙袋の中に入れてあります。その中に対象の農業委員さんの分とそれから推進委員さんの方の分を含めて一緒に紙袋に入れておりますので、地区等の集まりの際にお渡しいただければと思います。

終わります。

事務局

私のほうから報告させていただけたらと思います。

まず、活動記録簿の件ですけれども、4月から皆さん説明会を開いて一生懸命書いていただいておりますが、最適化活動に係る活動日数について、月に5日以上活動を行うこととされておまして、皆様、一生懸命書いていただいていると思うのですけれども、国の方針が最近変わらしまして、1日以上活動するようにということで緩和されました。

今まで頑張って田んぼとかを見に行き、水やりとかを見に行き、もうそれも活動に入りますよとか、近所の方とお話しして最適化活動の話したら1日入りますよということで、それも書いてくださいと言っており、無理して5日以上活動になるようにしてもらっておりましたが、今後、無理をせずに記録できるようになりました。

ただ、今後また国の方針がいつ変わるかも分かりません。変わる可能性もあります。さぬき市においては平均5日程度を目指すということ念頭に置いてもらって、無理のない程度で活動記録をつけていただけたらと思いますので、無理に5日以上記録する話ではなく、ちょっと気になることがあったとか、書いていただいで、それで無理のない程度でしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、次回の定例会ですけれども、10月20日木曜日午後1時半から本庁3階301、302、ここの部屋で開催しますので、また予定をお願ひします。

あと、農業経営改善計画申請書はまた引き上げますので、置いていただけたらと思います。

以上です。

議長（会長）

日報の件につきまして、これ確定ではございませんので、いつ変わるか分かりませんので、また変わったら事務局のほうから連絡してくれるそうですから、それまでは一応、事務局のおっしゃったとおりにしてくれたらと思いますので、よろしくお願ひ致します。

中間管理機構の方、何かございますか。

農地中間管理機構

ありません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和4年9月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時27分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 9 番

署名委員 13 番